

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	高額療養費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2第1項		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<p>保険者は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主に対し、高額療養費を支給する。</p>	
	設定年月日	昭和50年10月1日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p> 経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1～3日 </p>	
	設定年月日	昭和50年10月1日	最終変更年月日
備 考			